

町医者だより

平成29年06月号

社労士様

<発行・お問合せ先>

おおわだ内科呼吸器内科

院長 大和田 明彦

市川市南八幡4-7-13

シャポール本八幡2階

JR本八幡駅南口(シャポール改札口)

2分ミスタードーナツ並び

ヘアサロンAsh向かいビル2階

電話047-379-6661

おおわだ
内科
呼吸器内科

社労士という職業があります。正式には社会保険労務士というそうですが、ここ数ヶ月で2箇所から患者さんの身体障害者年金の申請用紙、診断書の記載を命ぜられ大変不愉快な思いをしたので、あえてその社労士様の実名を挙げて紹介します。

事例1 ライフメイツ社会保険労務士事務所（新宿区百人町）の事例

当院に昨年秋以降に長引く咳で受診し気管支喘息と診断しその後受診が途絶えていましたが12月頃から発熱続くと今年の1月に再診し、心内膜炎を疑い市川総合病院に紹介し心内膜炎の診断で弁置換手術を受けた事例です。当該の鈴木典彦社労士様からの手紙をここに転記します。季節の挨拶に続き「〇〇様のお話によりますと、平成28年11月頃から体調不良で受診されており、東京歯科大学病院をご紹介頂いたとのこと。貴院で心臓の異常音を指摘され、東京歯科大学を紹介頂いたの事ですが、その経緯について記載をお願い致します。また、昨年〇〇様は喘息を指摘されたとの事で、**喘息についての所見を記載されることを大変心配されております。（今後の生命保険の加入等の関係）心臓についての書類作成上に必要なければ、記載されないようお願い申し上げます。**お手数をおかけしますが、よろしくお願い致します」。証明書にはその病気以外での受診があれば、すべての病気の転帰を書くべきです。この社労士様は、喘息で受診したことを書くなと虚偽を強要しています。なぜでしょうか、おそらく患者さんが「告知義務違反」をして保険に加入しているからでしょう。私がこの社労士様の言いなりになって書けば、将来私が私文書（または公文書）偽造の罪に問われます。当然ながら証明書の記載そのものを拒否しました（患者さんからの直接の連絡は一切ありません）。

事例2 社会保険労務士渡辺事務所（千葉市中央区）の事例

これも怪しいです。「千葉障害年金相談センター」と称しています。あたかも公的機関のような名称でこのような名称を許す行政もいかなものかと思えます。間質性肺炎の患者さんで身体障害者年金申請を行う際に以下のような手紙を渡辺洋介社労士様から頂きました。「診断書の一般状態区分表の確認日 臨床所見の確認日と**血液ガス分析実施日の日付を全て、平成28年12月13日（初診日）に統一願います。**」。一般区分表とは身の回りのことができるかできないかを記載することです。血液ガス分析を行ったのが29年5月8日です。検査日まで変えろとさりげない虚偽の強要です。患者に診断書記載そのものをキャンセルしたいと申し出ましたが懇願されたため、事実に基づいた日付を記載しました。「うまいけば」12月13日からさかのぼって年金が支給されるという社労士様から言われたらしいのですが、それならば備考等に症状は初診時から変わらない、と追記すればよいだけです。

全く異なる社労士様から同じように事実と異なる記載を強要されました。お客さんの要望にこたえるならば何をやっても良い。なるほど、大企業の長年の粉飾決算も見抜けない監査会社が存在するのもうなずけます。医師の診断不要という生命保険でもたとえ風邪で受診したとしてもすべて受診歴を書くべきです。生命保険会社は最初から「告知義務違反あり」で対応しています。先のような社労士様が多くいけば、不正年金支給につながり年金資源が目減りして、結局自分たちの年金支給額が減少していきます。今回の事例は近々日本年金機構に相談してみようと思っています。